

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	固定資産税・都市計画税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、固定資産税・都市計画税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和7年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税・都市計画税に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 地方税法等およびこれらの法律に基づく条例に基づき、固定資産税および都市計画税の賦課に関する事務として次の事務を行っている。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・土地および家屋の評価に関する事務・土地および家屋における納税者の名寄せならびに固定資産税および都市計画税の税額の決定に関する事務・住宅用地の特例に係る申告その他土地および家屋に係る各種申告書の受理に関する事務・償却資産に係る申告書の受理に関する事務・償却資産に係る価格および税額の決定に関する事務・納税者に対する納税通知書等の送付に関する事務・固定資産税および都市計画税に係る各種税務調査に関する事務・減免申請書等の受理および減免の決定または不決定に関する事務・課税に関する統計資料等の作成に関する事務 <p>特定個人情報ファイルについては、上記事務のほか、次の事務にも使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">・国および他地方自治体の税担当部局等からの照会に対する回答に関する事務
③システムの名称	固定資産税システム 固定資産税家屋評価システム 固定資産税地番町割図管理システム(GIS) 税証明システム 住登外システム 団体内統合利用番号連携システム 固定資産税イメージファイリングシステム eLTAXシステム 中間サーバシステム

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項
--------	------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 なし 【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部税務室
②所属長の役職名	資産税担当課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
-----	-----------------------------------

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	財務部税務室(資産税担当) 函館市東雲町4番13号 0138-21-3229
-----	--

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書及び重点項目評価書]

＜選択肢＞

- 1) 基礎項目評価書
- 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書
- 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------	-----------	---

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[]委託しない

委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
---------------------------	-----------	---

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない

不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------------------	-----	---

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・照会について、マイナンバーを特定するための照会をする際には氏名・生年月日・住所の3情報を用いて住基ネットからマイナンバーを取得しているが、複数の者が該当した場合は戸籍(附表)調査で判明した漢字氏名及び住所を検索結果と照合し、対象者を特定する。
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I－5－②	参事 川口 健治	資産税担当課長 川口 健治	事後	
平成29年8月29日	II－1－いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成29年8月29日	II－2－いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	
平成30年9月20日	II－1－いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
平成30年9月20日	II－2－いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成30年6月30日 時点	事後	
令和1年6月26日	I－5－②	資産税担当課長 川口 健治	資産税担当課長	事後	様式変更による
令和1年6月26日	II－1－いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月26日	II－2－いつ時点の計数か	平成30年6月30日 時点	平成31年4月26日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV リスク対策	(項目なし)	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	II－1－いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和2年6月18日	II－2－いつ時点の計数か	平成31年4月26日 時点	令和2年4月30日 時点	事後	
令和3年6月18日	I－3	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	削除	事後	
令和3年6月18日	I－4－②	番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条第5号	削除	事後	
令和3年6月18日	II－1－いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和3年6月18日	II－2－いつ時点の計数か	令和2年4月30日 時点	令和3年4月30日 時点	事後	
令和4年6月17日	II－1－いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和4年6月17日	II－2－いつ時点の計数か	令和3年4月30日 時点	令和4年4月30日 時点	事後	
令和5年6月16日	II－1－いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和5年6月16日	II－2－いつ時点の計数か	令和4年4月30日 時点	令和5年4月30日 時点	事後	
令和6年7月2日	II－1－いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	
令和6年7月2日	II－2－いつ時点の計数か	令和5年4月30日 時点	令和6年4月30日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月16日	I-3	番号法別表第1 16の項	番号法第9条第1項 別表24の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年4月16日	I-4-②	【情報照会の根拠】 番号法別表第2 27の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年4月16日	IV-8	(項目なし)	<p>十分である</p> <p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を順守している。</p> <p>・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。</p> <p>・照会について、マイナンバーを特定するための照会をする際には氏名・生年月日・住所の3情報を用いて住基ネットからマイナンバーを取得しているが、複数の者が該当した場合は戸籍(附表)調査で判明した漢字氏名及び住所を検索結果と照合し、対象者を特定する。</p>	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和7年4月16日	IV-11	(項目なし)	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和7年6月20日	II-1-いつ時点の計数か	令和6年4月30日時点	令和7年4月30日時点	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年6月20日	II-2-いつ時点の計数か	令和6年4月30日時点	令和7年4月30日時点	事後	重要な変更に当たらない項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない